(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学客員研究員規程(平成18年規程第1号)第16条の規定により、国立大学法人大分大学(以下「法人」という。)における客員研究員のうち、優れた知識、経験等を有し、特に顕著な研究業績があると認められるものに称号を付与し、インセンティブを与えることで、その優れた知識や経験等を本学において活用し、もって法人の研究力のさらなる向上を図ることを目的とする特別教授の称号付与に関し、必要な事項を定める。

(役割)

第2条 特別教授の称号を付与された者は,前条に定める目的を達成するため,その専門分野における高い業績を活かし,法人の研究の活性化に努めるものとする。

(資格)

- 第3条 特別教授の称号は、法人の研究の発展に特に顕著な貢献が期待できる者であって、かつ、次 の各号の全てに該当するものに付与する。
 - (1) 客員研究員
 - (2) 自らが獲得した外部資金により、自らの研究に必要となる経費を負担することができる者
 - (3) 国立大学法人大分大学教員選考規程(平成16年規程第48号)別表に規定する教授の資格を有する者

(学長への推薦)

第4条 前条に該当すると認める者がいる場合は、当該者に係る部門の部門長は、人事会議において審査 の後、特別教授の称号の付与を希望する日の2か月前までに別に定める推薦書に教育研究業績等に関す る資料を添付の上、学長に推薦するものとする。

(選考)

- 第5条 特別教授は、前条の規定により推薦があったものについて、学長が選考する。
- 2 選考に当たっては、特別教授の候補者として、過去に非違行為を行った者については、その対象としない。

(称号の付与)

第6条 特別教授の称号の付与は、学長が辞令書を交付して行う。

(称号付与の期間)

第7条 特別教授の称号付与の期間は、客員研究員の受入期間とする。

(称号の取消し等)

第8条 特別教授の称号を付与された者が、非違行為を行った場合は、学長はその付与を取り消し、辞令書を返付させるものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、特別教授の称号付与に関し必要な事項は、別に定める。

附即

この細則は、令和5年5月16日から施行する。

附 則(令和7年細則第39号)

この細則は、令和7年6月24日から施行する。